

○特別養護老人ホーム百々千園 内水・河川氾濫・洪水・津波・土砂災害時の避難確保計画

平成30年4月1日作成 令和4年7月1日改定

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項、津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項第1号及び土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき、本施設の利用者の土砂災害を含めた水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

この計画については、作成および必要に応じて見直し・修正をしたときは、諸法令の規定に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

本避難確保計画は、特別養護老人ホーム百々千園に勤務する職員（以下「施設職員」という）および施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		土日祝日等	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 70名	昼間 29名(35名)	昼間 70名	昼間 23名(30名)
夜間 70名	夜間 4名(10名)	夜間 70名	夜間 4名(10名)

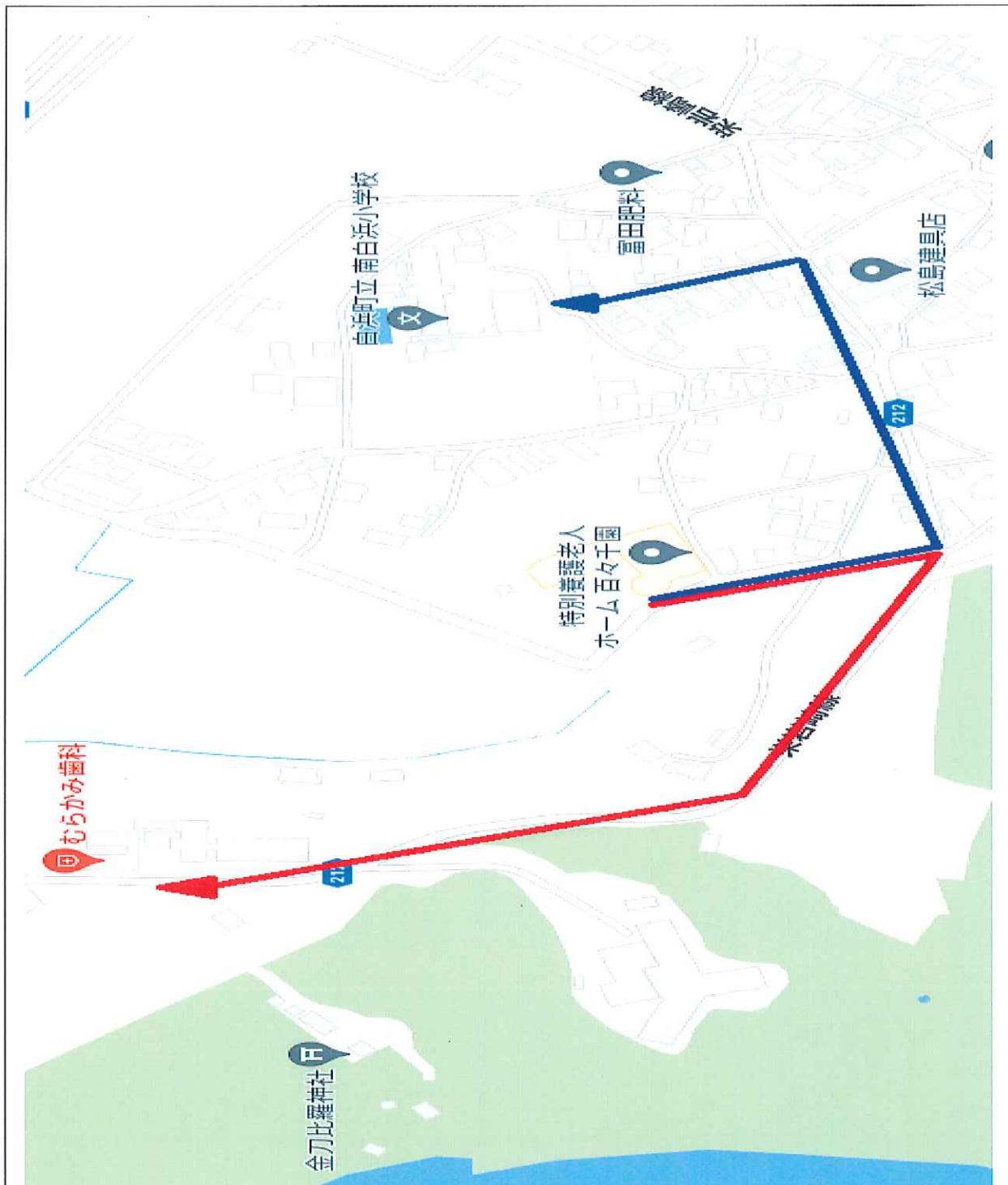
※ここでの「昼間」は12時時点、「夜間」は24時時点とする。

※（ ）内は、強制参集の命令を発した場合、集まることができる人数を仮定した数を記載している。

【施設周辺の避難経路図】

土砂災害を含め、災害時には特別養護老人ホーム百々千園での避難を基本とするが、特別養護老人ホーム百々千園内で避難できないと判断した場合、避難場所は、水害ハザードマップの想定浸水域及び浸水深から次の場所とする。

避難経路図



■ (内水・河川氾濫・洪水・津波) 【赤矢印】

百々千園→西山へ (金毘羅神社)

■ (土砂災害) 【青矢印】

百々千園→南白浜小学校体育馆へ

4 防災体制

【防災体制に関する事項】

[各班の任務と組織]

各班の任務

①指揮班

施設統括者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

②情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告伝達する。収集する主な情報及び収集方法は次のとおりである。

収集する情報	収集方法
気象情報・津波情報・土砂災害 警戒情報・避難指示等	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁ホームページ、テレビ、ネット、ラジオ等 ・カーナビ搭載車両からのテレビ情報 ・ワンセグ機能付き携帯電話（スマホ）等からのテレビ情報
洪水予報・河川水位到達情報	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省「川の防災情報」、市町村からの情報、緊急速報メール等
高齢者等避難、避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁ホームページ、テレビ、ネット、ラジオ等 ・防災行政無線、緊急速報メール等 ・カーナビ搭載車両からのテレビ情報 ・ワンセグ機能付き携帯電話（スマホ）等からのテレビ情報

③避難誘導班

避難指示の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

I 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や夜間の非難は危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊がない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

II 避難経路

避難場所までの避難経路については「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

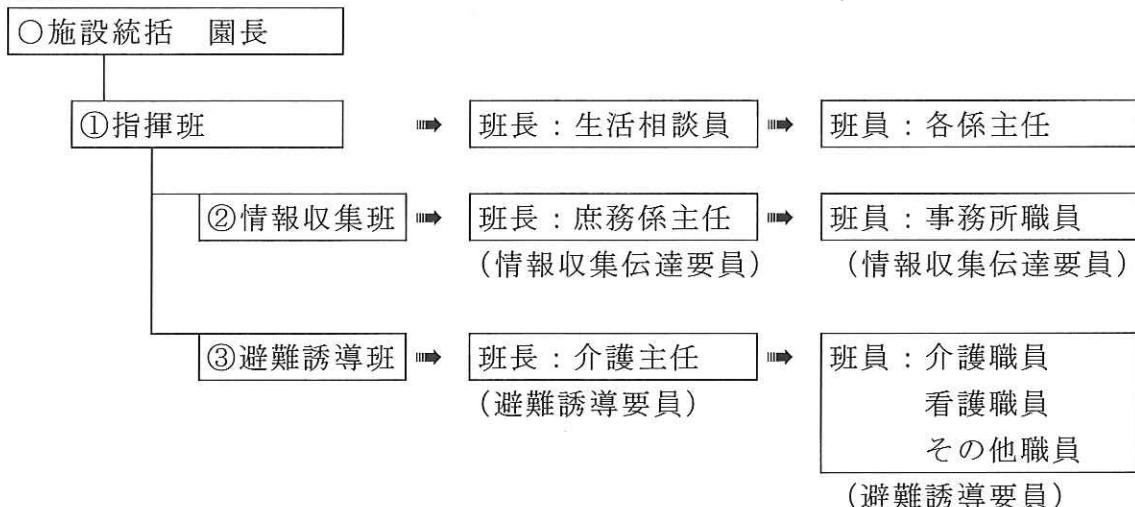
III 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

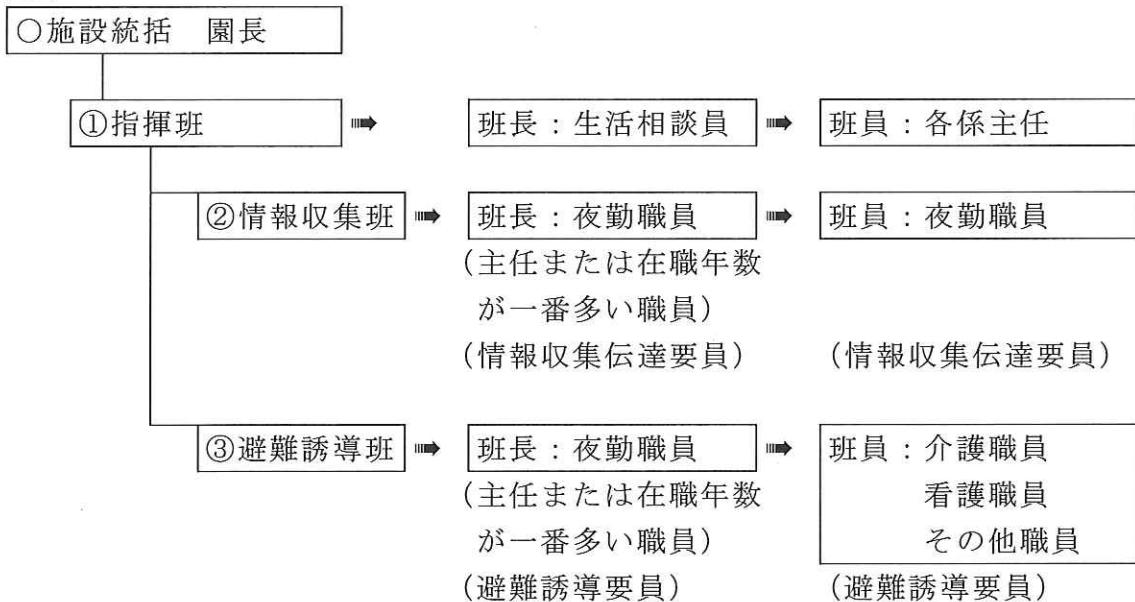
	名称	移動距離	移動手段
避難場所	地区内の小学校体育館 金刀比羅神社	500m	車両6台
屋内安全確保	本施設	3階以上	エレベーター ストレッチャー 車いす等

【組織図】

《昼間》



《夜間》



【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
(例) いずれかに該当すれば ・大雨または台風に関する気象情報の発表 ・大雨注意報発表 ・富田川（田津原地点）氾濫注意情報発表 ・緊急地震速報	全職員参集準備 → 警戒体制確立 →	・気象情報等の情報収集 ・津波情報等の情報収集 ・数時間後の危険レベル等も含める	・情報収集伝達要員
(例) いずれかに該当すれば ・記録的短時間大雨情報発表 ・富田川（田津原地点）氾濫警戒情報発表 ・洪水警報発表 ・津波注意報発表	→ 警戒体制確立 → 立	・気象情報等の情報収集 (数時間後の危険レベル等も含める) ・使用する可能性が高い蓄電池等の準備 ・利用者家族への事前連絡 ・職員含め人数確認 ・地域住民へ事前協力要請	・情報収集伝達要員 ・避難誘導要員 ・情報収集伝達要員 ・避難誘導要員 ・避難誘導要員
(例) いずれかに該当すれば ・避難指示の発令 ・大雨特別警報発表 ・富田川（田津原地点）氾濫危険情報発表 ・ポンプ場の排水不能 ・地区に内水、浸水氾濫危険情報発表 ・津波警報、津波特別警報発表	→ 全職員参集準備 → 非常体制確立 →	・避難場所への避難誘導 (施設で待機する場合) ・浸水が考えられるなら、土嚢を敷く等作業の後、電源の喪失前に上階に避難する。 ・スペースの確認、変更と職員の加配等を済ませ、蓄電池等で電源を確保。 ・防災備蓄品の確認	・避難誘導要員 ・フロア責任者 ・生活相談員、事務職職員等 防災担当要員

5 災害時の職員の対応

実際に災害が生じた際は、職員は冷静に次のように行動するものとする。

(1) 自宅にいる場合

- 震度5以上の場合は、職員は自主的に参集する。
- 被害の状況により、出勤できない場合は何らかの形で連絡を入れるように心がける。
- 数日間は自宅に帰れない場合もあるので、必要に応じて食料や着替えを持って参集する。
- 参集途中の地域の被害状況を報告する。

(2) 施設にいる場合

- 利用者や面会来園者、職員の安全を確保するとともに、利用者の不安の緩和・解消に努める。
- 火元の確認を行なう。
- 施設内の被災（被害）状況を把握し、危険な箇所には「立入禁止」の表示を行なう等、必要な対策をとる。
- 非常持ち出し品の準備をする。
- ラジオやテレビ等から情報収集を行なう。

6 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（職員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> バッテリー等
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり <u>l</u> ） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり <u>食分</u> ） <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具
情報共有手段	<input type="checkbox"/> 黒板（ホワイトボード）
高齢者用衛生器具	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> プラスティック手袋 <input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> マスク
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ごみ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> 燃料 <input type="checkbox"/> 延長コード・リール <input type="checkbox"/> （ ）

浸水を防ぐための対策

<input type="checkbox"/> 土嚢 <input type="checkbox"/> 止水板 <input type="checkbox"/> 古新聞（過去1カ月分程度） <input type="checkbox"/> その他（ ）
--

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ

避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル

新たな避難情報等

5



きんきゅうあんぜんかくほ
緊急安全確保※1

これまでの避難情報等

災害発生情報

(発生を確認したときに発令)

4



ひなんしじ
避難指示※2

これまでの避難情報等

・避難指示(緊急)

・避難勧告

3



こうれいしゃとうひなん
高齢者等避難※3

これまでの避難情報等

・避難準備・

高齢者等避難開始

2



大雨・洪水・高潮注意報
(気象庁)

これまでの避難情報等

大雨・洪水・高潮注意報

(気象庁)

1



早期注意情報
(気象庁)

これまでの避難情報等

早期注意情報

(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、

すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。

警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。

これからは、

警戒レベル4避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。

避難に時間のかかる

高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から避難
しましょう。

「避難」って
何すれば
いいの?

小中学校や公民館に行くことだけ
が避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。
下の4つの行動があります。

行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難
することを相談して
おきましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



普段から
どう行動するか
決めておき
ましょう

安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要
です。事前に予約・
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



屋内安全確保

ハザードマップで以下の
「3つの条件」を確認し
自宅にいても大丈夫かを
確認することが必要です。

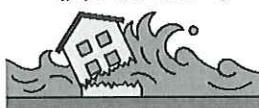
■ ■ ■ 想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある
区域では立退き避難が
原則です。

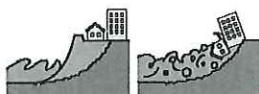


「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります



地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

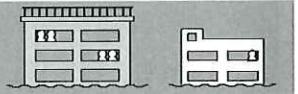
② 浸水深より居室は高い

3-4階	5m~10m未満 (3階床以上浸水~4階床下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、 水・食糧などの備えが十分

(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができないことがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。